

「アジア DX 等新規事業創造推進支援事業費補助金（日印経済産業協力事業）」に係る
補助事業者募集要領

2020年4月23日

日本貿易振興機構（ジェトロ）

6月4日 修正

ジェトロでは、「アジアDX等新規事業創造推進支援事業費補助金（日印経済産業協力事業）」を実施する間接補助事業者を、以下の要領で広く募集します。応募に際しては、交付規程案も併せてご確認下さい。

1. 事業の目的

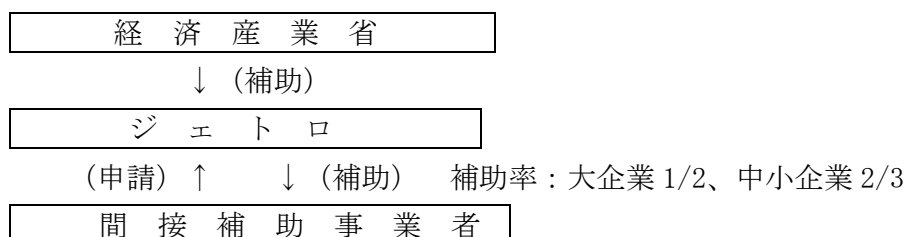
インドでは、急速にデジタル化が進展しており、デジタル技術の活用による社会課題解決ニーズは高く、世界最先端の技術が次々と生み出されています。インド国内の課題の解決のみならず、インドで構築・立証された新社会インフラシステムや個別のイノベーションが、将来的には先進国へ還流・普及していくいわゆる「リバースイノベーション」が期待されています。

かかる状況を踏まえ、2018年5月の世耕経済産業大臣（当時）訪印時に、「日印スタートアップ・イニシアティブ」、同年10月のモディ首相訪日時には、協力範囲をさらに企業間連携、IT人材、AIに関する研究開発、次世代ネットワークといった分野に拡大した「日印デジタル・パートナーシップ」が結ばれました。

加えて2019年12月には梶山経済産業大臣とインドのゴヤル商工大臣の間で「日印産業競争力パートナーシップ」の立ち上げに合意し、業種別または業種横断的な課題の解決に向けて、双方の積極的な対話が進められています。

本事業では、デジタル技術を活用した新興国進出や新事業創出に資することを目的として、あらたなプロダクトやサービスの開発および実証・評価を行う日印両国の連携案件を支援します。

2. 事業スキーム



3. 事業内容

デジタル技術の活用が進んでいる分野（（1）対象分野）において、「5. 応募資格」を満たす日本法人・団体が、インドを含めた新興国等の他社企業・各種法人等（インドに本社または登記された現地法人を有すること）との連携によるデジタル技術の画期的な利用によるプロダクト・サービスの開発・運用・評価等を通じ、事業化の可能性を検証するものとします。

- (1) 対象分野：ヘルスケア、モビリティ、ファイナンス、ロジスティクス、セキュリティ、コロナ感染対策、その他デジタル技術の活用によって社会課題の解決に資する分野
※新型コロナウイルス感染対策を主軸とした案件については、締め切りを待たず、随時審査する予定です。

- (2) 事業実施期間：交付決定日～2021年1月31日

4. 補助金交付の要件

- (1) 採択予定件数：10件程度

- (2) 補助率・補助額

大企業提案案件は1/2、中小企業提案案件は2/3とし、それぞれ10,000千円（税抜）を上限とします。

最終的な実施内容、交付決定額は、案件審査後にジェットロと調整した上で決定することとします。

※中小企業：日本の法律に基づき設立された日本登記法人の中小企業（中小企業の定義は中小企業基本法第二条 7 に基づく）、又は中小企業団体の組織に関する法律第三条に定める中小企業団体のうち事業協同組合、事業協同小組合、企業組合、協業組合及び商工組合（以下、「中小企業団体」）。¹ ただし、次のいずれかに該当する中小企業者（いわゆる、「みなし大企業」等）は除く。

¹ 中小企業基本法第二条 7

この法律に基づいて講ずる国の施策の対象とする中小企業者は、おおむね次の各号に掲げるものとし、その範囲は、こちらの施策が次条の基本理念の実現を図るため効率的に実施されるように施策ごとに定めるものとする。

- 一. 資本金の額又は出資の総額が三億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人であって、製造業、建設業、運輸業その他の業種（次号から第四号までに掲げる業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの
- 二. 資本金の額又は出資の総額が一億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であって、卸売業に属する事業を主たる事業として営むもの

- ① 発行済株式の総数又は出資金額の総額の 2 分の 1 以上を同一の大企業が所有している中小企業者
- ② 発行済株式の総数又は出資金額の総額の 3 分の 2 以上を大企業が所有している中小企業者
- ③ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の 2 分の 1 以上を占めている中小企業者

※大企業：上記中小企業以外の企業

(3) 対象案件要件

- ・対象分野の新規ビジネス創出につながる先進的な事業であること。
 - ・案件実施にあたり連携する新興国企業・各種法人等が決定していること。
- なお、連携する企業・各種法人は、インドに本社・本部あるいは現地法人が登記されていることを必須とする。
- ・案件実施における明確なテーマが設定され、実施地域が具体的に設定されていること。
 - ・事業実施にあたっての適正な環境社会配慮への対応、また不確定要素やリスクファクター把握とその対処が検討されていること

(4) 報告書の提出

事業実施結果については、以下を含む報告書（中間報告書・最終報告書）の提出が必要となります。電子媒体 1 部をジェットロに提出ください。

- 事業内容・方法・スケジュール・体制
- 事業結果
- 当該国における当該セクターの現状と解決すべき課題
- 課題解決のためのアプローチ（開発プロダクツ・サービス）
- 実証結果
- 案件実現に向けた課題とアクションプラン
- 支出計画書/報告書
- 添付資料
- 参考文献一覧
- アンケート回答

-
- 三. 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であって、サービス業に属する事業を主たる事業として営むもの
 - 四. 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人であって、小売業に属する事業を主たる事業として営むもの

(5) 補助対象経費の区分

本事業の対象とする経費は、事業の遂行に直接必要な経費及び事業成果の取りまとめに必要な経費であり、具体的には以下のとおりです。計上された経費の妥当性を確認するため、見積書等の提出を求める場合があります。

事業区分	補助対象経費の内容	補助率
ADX推進事業	i. 謝金 ii. 補助要員費 iii. 旅費（招聘分含む） iv. 賃借料及び使用料 v. 広告費 vi. 備品費 vii. 消耗品費 viii. 委託費 ix. その他事業を実施するために必要な経費	大企業は1／2以内、中小企業は2／3以内

※補助対象経費の概要は以下のとおりとします。

- i. 謝金：
会議・講演会・シンポジウム・商談会・イベント等に出席した外部専門家等に対する謝金、講演・原稿の執筆・研究協力等に対する謝金等
- ii. 補助要員費：
事業を実施するために必要な補助員（アルバイト等）に係る経費
- iii. 旅費（招聘分含む）：
事業を行うために必要な国内出張及び海外出張に係る経費
- iv. 賃借料及び使用料：
会議・講演会・シンポジウム・商談会・イベント等を行うために必要な会場借料。
- v. 広告費：
会議・講演会・シンポジウム・商談会・イベント等に関する国内外で宣伝・広報に係る経費
- vi. 備品費：
事業を行うために必要、かつ、補助事業期間のみ使用する物品の購入、製造に必要な

- 経費、事業を行うために必要な機械器具等のリース・レンタルに要する経費
- vii. 消耗品費：
事業を行うために必要な物品であって備品費に属さないもの（ただし、当該事業のみで使用されることが確認できるもの）の購入に要する経費
- viii. 委託費：
間接補助事業者が直接実施することができないもの又は適当でないものについて、他の事業者に行わせるために必要な経費
- ix. その他事業を実施するために必要な経費：
事業を行うために必要な経費であって、上記のいずれの区分にも属さないもの。原則として、当該事業のために使用されることが特定・確認できるもの

(6) 補助対象として計上できない経費

- ・建物等施設に関する経費（保証金、敷金、仲介手数料等）
- ・事業内容に照らして当然備えているべき機器・備品等（机、椅子、書棚等の什器類、事務機器等）
- ・事業実施中に発生した事故・災害の処理のための経費（ただし、間接補助事業者に帰責性のない事由に基づき生じたキャンセル料等は直接経費として計上できる場合がありますので、担当者に御相談ください。）
- ・自社調達、100%子会社等に調達・委託・外注した際の価格に含まれる利益相当分（100%子会社等が一般競争入札の結果最低価格であった場合にはこの限りではない。）
- ・金融機関等への振込手数料（発注先が負担する場合を除く。）
- ・借入金等の支払利息及び遅延損害金
- ・中間・確定経理検査及びジェットロとの打ち合わせに係る費用
- ・税務申告、決算書作成等のために税理士、公認会計士等に支払う費用及び訴訟等のための弁護士費用
- ・その他事業に関係ない経費
- ・上記のほか、公的な資金の用途として社会通念上、不適切と認められる経費

(7) 補助対象経費からの消費税額の除外について

補助金額に消費税及び地方消費税額（以下、消費税等という。）が含まれている場合、交付要綱及び交付規程に基づき、消費税額及び地方消費税額の確定に伴う報告書を求めることとなります。

これは、間接補助事業者が消費税等の確定申告時に、仕入控除とした消費税等額のうち補助金充当額について報告をさせ返還を命じることにより、間接補助事業者に仕入控除とした消費税等額のうち補助金充当額が滞留することを防止するため規定されています。

しかしながら、上記の報告書は、補助金精算後におこなった確定申告に基づく報告となり、失念等による報告漏れが散見されることや、間接補助事業者における煩雑な事務手続回避の観点から、以下のとおり取り扱うものとします。

交付申請書の補助金申請額算定段階において、消費税等は補助対象経費から除外して補助金額を算定し、交付申請書を提出して下さい。

ただし、以下に掲げる間接補助事業者にあつては、補助事業の遂行に支障を来すおそれがあるため、消費税等を補助対象経費に含めて補助金額を算定できるものとします。

- ① 消費税法における納税義務者とならない間接補助事業者
- ② 免税事業者である間接補助事業者
- ③ 簡易課税事業者である間接補助事業者
- ④ 国若しくは地方公共団体（特別会計を設けて事業を行う場合に限る。）、消費税法別表第3に掲げる法人の間接補助事業者
- ⑤ 国又は地方公共団体の一般会計である間接補助事業者
- ⑥ 課税事業者のうち課税売上割合が低い等の理由から、消費税仕入控除税額確定後の返還を選択する間接補助事業者

(8) 支払時期

補助金の支払いは、事業終了後、補助金の金額を確定した後に支払います。

(9) 支払額の確定方法

補助事業終了後、事業者より提出いただく報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、支払額を確定します。

支払額は、補助対象経費のうち交付決定額の範囲内であつて、実際に支出した費用に補助率を乗じた額の合計となります。このため、補助事業に係る収支を明らかにした帳簿類及び領収書等の証拠書類が必要となりますので、補助事業事務処理マニュアルに基づき、適切に経理処理及び書類の管理を行って下さい。また、支出額及び内容についても厳格に審査を行いますので、補助目的に適さない支出については、補助の対象外とします。

5. 応募資格

本事業の対象となる応募者は、次の要件を全て満たす法人・団体とします。

- (1) 法人は、2019年4月1日までに日本の登記を有し、日本に拠点を有していること。団体は、同様に日本の個別法の定めるところにより設立されていること。
- (2) 本事業を的確に遂行する組織、人員等（過去に類似業務実績を有するあるいは同種業務の実績等を有する人員など）を有し、実施体制および管理体制が整備できていること。

- (3) 本事業を円滑に遂行するために必要な開発、投資、マーケティング、評価等の能力および意欲があること
- (4) 本事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理能力を有していること。
- (5) ジェトロ、省庁及び団体等が定める補助金交付停止、契約指名停止等に該当していないこと。
- (6) 国内外の法令に反する業務、公序良俗に反する業務を行っていないこと。
- (7) 反社会的勢力、またはこれに類似する企業・団体・個人でないこと。
- (8) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後、再認定を受けた者を除く）でないこと。

6. 応募手続き

(1) 公募期間

公募開始：2020 年 4 月 23 日

公募締切：2020 年 6 月 30 日 15 時必着

※世界で拡大している新型コロナウイルスの感染の状況によっては延長する可能性があります

(2) 説明会の開催

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、実施しません。

ご質問は、4 月 30 日～6 月 19 日の間に、先のアドレスにメールでいただければ、5 営業日以内に回答いたします。メールのご質問内容に応じ、別途お電話やオンライン会議などを設定し、ご説明させていただきます。

また、お問い合わせの際には、件名（題名）を必ず「アジアDX等新規事業創造推進支援事業費補助金（日印経済産業協力事業）」としてください。

なお、お問い合わせ内容については、本 WEB サイトにて、「よくあるご質問」として公開いたしますので、ご了承ください。

(3) 応募書類

- ① 以下の書類について、メールで提出してください。
 - ・申請書（様式 1）
 - ・提案書（様式 2）及び別紙類（別紙 1・2、補足資料適宜）
- ② 件名（題名）を必ず「アジアDX等新規事業創造推進支援事業費補助金（日印経済産業協力事業）申請書」と記載してください。
- ③ また応募書類は本事業の採択に係る審査以外の目的には使用せず、機密保持には十分

配慮しますが、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」（平成13年12月5日法律第140号）に基づき、不開示情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、原則として、情報公開の対象となりますのでご了承下さい。

- ④ 応募書類及び応募に係る経費等については、採択・不採択に関わらず、支給されません。
- ⑤ 提案書には、補助事業の範囲で実施する内容と、応募者が独自に実施する内容が分かるように記載して下さい。その際、国（特殊法人等を含む）及び公的団体（自治体、全国商工会連合会等）が助成する他の予算事業への併願・併用がある場合はその旨記載して下さい。また、応募書類に記載する内容については、採択後の事業実施の前提となりますので、原則として、確実に実施できることのみとし、不確定要素がある場合は調整状況及び今後の見通しを記載して下さい。なお、採択後であっても、提案者の都合により記載された内容に大幅な変更があった場合には、採択を取り消すことがあります。
- ⑥ 採択に際し、ジェットロと応募者との調整により、予算額の範囲内で提案内容を変更していただく場合があります。また、提案内容の変更を条件として採択を行う場合もあります。ジェットロと応募者との調整が不調に終わった場合には、採択されません。

（4）応募書類の提出先

E-mail : DX_INDIA@jetro. go. jp

日本貿易振興機構（ジェットロ） デジタル貿易・新産業部 新産業開発課

「アジアDX等新規事業創造推進支援事業費補助金（日印経済産業協力事業）」

担当宛て

※ 資料に不備がある場合は審査対象となりませんので、本要領等を熟読の上、注意して記入して下さい。

※ 締切を過ぎての提出は受け付けられません。

7. 審査・採択

（1）審査方法

審査は提出された応募書類をもとに、「5. 応募資格」および「4. 補助金交付の要件（3）対象案件要件」を満たしているものの応募書類に基づき、次の「（2）審査基準」に従って、外部委員も含め複数名が審査します。審査は、書類審査（6月中旬1週間程度）とプレゼンテーション審査（6月下旬2日程度、応募者から1名が参加、オンラインで実施）からなります。応募多数の場合は、書類審査の評価点上位の応募者から15～20社程度でプレゼンテーション審査（提出書類をもとに実施。別途のPPT等の作成は不要です。）を実施します。書類内容につき確認事項がある場合は、選定結果の通知日までにジェットロから連絡することがあります。

(2) 審査基準

以下の審査基準に基づいて総合的な評価を行います。

- ① 応募者が「5. 応募資格」を満たしているか。
- ② 同国あるいは同分野での案件取組み実績があるか。
- ③ 対象案件が「4. 補助金交付の要件（3）対象案件要件」を満たしているか。
- ④ 事業の実施により、新たなプロダクト・サービスの開発や市場開拓、社会課題の解決が見込めるか。
- ⑤ 事業の実施方針や方法、計画・スケジュールは適切か。成果を確保するための工夫があるか。
- ⑥ 本事業を円滑に遂行するためのインド側パートナーは適切か、また、十分に連携できる見込みがあるか。
- ⑦ 事業の実施により見込まれる成果・波及効果が明確かつ大きく、我が国の産業競争力の向上につながると言えるものか。
- ⑧ コストパフォーマンスが優れているか。また、必要となる経費・費目を過不足無く考慮し、適正な積算が行われているか。
- ⑨ 事業において活用されている技術、ノウハウ、ビジネスモデル等は、先進的かつ社会的インパクト等を有しているか。

(3) 審査結果の通知及び公表

採択された申請者についてジェトロのホームページで公表するとともに、応募者に対しては別途メールにて通知します。なお、審査の経過やその内容（不採択理由を含む）に関するお問い合わせには応じられませんので、ご了承下さい。

8. 交付決定

採択された案件の応募者が、ジェトロに補助金交付申請書を提出し、それに対してジェトロが交付決定通知書を申請者に送付し、その後、事業開始となります。なお、採択決定後から交付決定までの間に、ジェトロとの協議を経て、事業内容・構成、事業規模、金額などに変更が生じる可能性があります。また、交付条件が合致しない場合には、交付決定ができない場合もありますのでご了承ください。

なお、交付決定後、間接補助事業者に対し、ジェトロより事業実施に必要な情報等を提供することがありますが、情報の内容によっては、守秘義務が課されることがあります。

9. 留意点

- (1) 交付決定日以前に発生（発注含む。）した経費は補助対象にはなりません。
- (2) 物品の入手、費用の発生に係る売買、請負その他の契約をする場合は、経済性の観点

から、原則、一般の競争等に付してください。また、補助事業の一部を第三者に委託し、又は第三者と共同して実施しようとする場合は、実施に関する契約を締結し、ジェットロに届け出なければなりません。

- (3) 間接補助事業者は、交付決定を受けた後、補助事業の経費の配分もしくは内容を変更しようとする場合又は補助事業を中止もしくは廃止しようとする場合は、事前にジェットロの承認を得なければなりません。
- (4) 間接補助事業者は、ジェットロが補助事業の進捗状況の報告を求めた場合、速やかに報告しなければなりません。
- (5) 間接補助事業者は、補助事業が完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）したときは、その日から起算して30日を経過した日、または、当年度の1月31日のいずれか早い日までに実績報告書をジェットロに提出しなければなりません。
- (6) 間接補助事業者は、補助事業の経費について、帳簿及び全ての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支の状況を明らかにし、補助事業の完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）した日の属する会計年度の終了後5年間、ジェットロの要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければなりません。
- (7) 間接補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の終了後も善良なる管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って効果的運用を図らなければなりません。なお、当該取得財産等については、取得財産管理台帳を備えて、別に定める財産処分制限期間中、適切に管理しなければなりません。
- (8) 間接補助事業者は、取得財産等のうち単価50万円以上（税抜き）のものについては、別に定める期間においては、処分（補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、貸付け又は担保に供すること）はできません。ただし、当該取得財産等を処分する必要があるときは、事前にジェットロの承認を受けることにより、当該取得財産等の処分も可能ですが、その場合には、原則として、補助金の一部又は全額を納付（納付額は当該処分財産に係る補助金額が限度です。）しなければなりません。
- (9) 補助事業終了後に会計検査院が実地検査に入ることがあります。
- (10) 実施にあたっては、必要となるアレンジや説明、機材等の調達や輸送・通関手続き等は間接補助事業者が主体的に実施する。ジェットロはモニタリング、助言、必要に応じた側面支援を行う。
- (11) 法令などによる要請のない限り、ジェットロは間接補助事業者の事前の同意を得ないで中間・最終報告書を公表しない。法令などによる要請のある場合であっても、間接補助事業者の経営情報、知的財産情報の他、公表されていない情報について、間接補助事業者が自ら事業を展開する前の段階で公表されることが間接補助事業者の事業展開を阻害する場合や、個人情報等については、ジェットロが間接補助事業者と協議の上、法令及びジェットロ規定に基づき、当該情報が該当する部分を削除または一定期間不開

- 示とする等の措置を講じるが、場合により不開示とした情報を開示することもある。
- (12) 対象国となっても、外務省海外安全情報あるいは感染症危険情報 (<http://www.anzen.mofa.go.jp/>) において「レベル4：退避してください。渡航は止めてください(退避勧告)」及び「レベル3：渡航は止めてください(渡航中止勧告)」と指定されている地域は、本支援事業の対象外となります。それ以下のレベルの地域についても真に渡航の要否を検討し、不要不急の渡航はお控えください。その他、採択後であっても、対象国の急激な治安悪化や感染症の拡大等に伴う安全対策上の理由や外交政策上の理由から、事業が行えなくなる場合もあるので、予めご注意ください。(渡航計画の中止となった場合の代替計画についても記載ください。中止となった際には、代替計画に従い事業を実施いただきます。)

10. 問い合わせ先

〒107-6006 東京都港区赤坂1-12-32 アーク森ビル
日本貿易振興機構(ジェトロ) デジタル貿易・新産業部 新産業開発課
担当：中西、那須、吉川
E-mail：DX_INDIA@jetro.go.jp

以上